

第13回 浦幌町農業委員会総会議事録

令和 3 年 7 月 2 6 日 開会
令和 3 年 7 月 2 6 日 閉会

浦幌町農業委員会

令和3年7月26日 第13回浦幌町農業委員会総会を浦幌町役場3階大会議室にて招集

開会 午後2時00分

閉会 午後2時44分

1 出席委員

| | | | | | |
|-----|------|-----|------|-----|------|
| 1番 | 広瀬雅彦 | 2番 | 松村竜幸 | 3番 | 山本盛 |
| 4番 | 伊藤光一 | 5番 | 小野木淳 | 6番 | 石塚健一 |
| 7番 | 福田和己 | 8番 | 大坂有 | 9番 | 山村幹次 |
| 10番 | 高木政志 | 11番 | 木南和徳 | 12番 | 石森正浩 |
| 13番 | 小川博幸 | | | | |

2 欠席委員

なし

3 議事に参与するもの

事務局長 坂下利行

農地係長 河上彰

主事補 西山翔汰朗

○議事日程

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 議事録署名委員の指名について

日程第 3 諸般の報告について

日程第 4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認
について

日程第 5 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第 6 議案第3号 農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について

日程第 7 議案第4号 農地所有適格法人要件の確認について

日程第 8 協議事項第1号 農地パトロール月間の設定について

4 議事内容 午後2時00分 開会

○坂下事務局長 皆さん、こんにちは。これより総会に入っておりますが、総会の議事につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、議事進行につきましては小川会長にお願いいたします。どうぞよろしく願います。

●開会の宣告

○小川議長 ただ今の出席委員は13名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第13回浦幌町農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

●日程第1 会期の決定について

○小川議長 日程第1、「会期の決定について」を議題といたします。お諮りをいたします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日と決定をいたしました。

●日程第2 議事録署名委員の指名について

○小川議長 日程第2、「議事録署名委員の指名について」は、農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議席番号1番広瀬委員、2番松村委員を指名いたしますのでよろしく願います。

●日程第3 諸般の報告について

○小川議長 日程第3、「諸般の報告」について、事務局長より報告をお願いいたします。

○坂下事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 ただ今報告が終わりました。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項に規程に係る合意解約通知の成立状況の確認について

○小川議長 日程第4、議案第1号「農地法第18条第6項に規程に係る合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。事務局より説明願います。

○河上係長 議案書2ページをご覧ください。議案第1号。農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認について。このことについて、下記のとおり農地の賃貸借契約の解約通知があったので審議されたい。令和3年7月26日提出。浦幌町農業委員会会長。解約通知があったのは、下記の5件であります。

議案書3ページをご覧ください。賃貸人は、住吉町に住所を有する方。賃借人は、幾千世に住居を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきまし

ては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成21年4月22日に賃貸借されましたが、令和3年6月25日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。

議案書4ページをご覧ください。賃貸人は、池田町に住所を有する方。賃借人は、幾千世に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成16年2月13日に賃貸借されましたが、令和3年6月25日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。

議案書5ページをご覧ください。賃貸人は、稲穂に住所を有する方。賃借人は、幾千世に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成20年3月7日に賃貸借されましたが、令和3年6月25日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。

議案書6ページをご覧ください。賃貸人は、稲穂に住所を有する方。賃借人は、幾千世に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成26年12月1日に賃貸借されましたが、令和3年6月25日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。

議案書7ページをご覧ください。賃貸人は、千才町に住所を有する方。賃借人は、千才町に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成28年4月8日に賃貸借されましたが、令和3年7月12日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。なお、本件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第1号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定をいたしました。

●日程第5 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○小川議長 日程第5、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。本案件につきましては、売買1件の所有権移転案件と賃貸借5件、使用貸借権2件の利用権設定案件であります。所有権移転案件と利用権設定案件に分けて審議をいたします。初めに所有権移転案件番号15番について審議をいたします。事務局より説明をお願いいたします。

○河上係長 議案書8ページをご覧ください。議案第2号。農地法第3条第1項の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。令和3年7月26日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の売買案件1件、賃貸借案件5件、使用貸借案件2件でございます。

番号15番。譲渡人は、東京都に住所を有する方ほか7名の共有名義人の方。譲受人は、千才町に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、19,484平方メートルです。契約の種類は、売買。価格及び経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由につきましては、譲渡人は、農地の有効利用のため。譲受人は、経営規模拡大のためであります。なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。また、議案書12ページに3条番号15の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、番号15番について、地区担当委員の山村委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○山村委員 番号15番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、農地の有効利用及び経営規模拡大のため売買するものであり、7月18日現地調査を確認したところ農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告します。

○小川議長 ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。
(「ありません」の声あり)

○小川議長 それでは、議案第2号番号15番を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号番号15番は原案のとおり決定をいたしました。

次に、利用権設定案件番号16番から22番について審議をいたします。事務局より説明をお願いいたします。

○河上係長 議案書8ページをご覧ください。番号16番。貸主は、住吉町に住所を有する方。借主は、幾千世に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、8筆合わせまして42,839平方メートルです。契約の種類は、賃貸借。価格は、記載のとおりであります。契約期間は、令和3年8月1日から令和13年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由につきましては、法人設立のため新たに賃貸借するものであります。

議案書9ページをご覧ください。番号17番。貸主は、池田町に住所を有する方。借主は、幾千世に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、5筆合わせまして48,928平方メートルです。契約の種類は、賃貸借。価格は、記載のとおりであります。契約期間は、令和3年8月1日から令和13年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由につきましては、法人設立のため新たに賃貸借するものであります。

番号18番。貸主は、幾千世に住所を有する方。借主は、幾千世に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、2筆合わせまして21,200平方メートルです。契約の種類は、賃貸借。格は、記載のとおりであります。契約期間は、令和3年7月27日から令和13年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由につきましては、貸主は、借主の希望による。借主は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。

番号19番。貸主は、稲穂に住所を有する方。借主は、幾千世に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、2筆合わせまして21,354平方メートルです。契約の種類は、賃貸借。価格は、記載のとおりであります。契約期間は、令和3年8月1日から令和13年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由につきましては、法人設立のため新たに賃貸借するものであります。

番号20番。貸主は、稲穂に住所を有する方。借主は、幾千世に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、31,594平方メートルです。契約の種類は、賃貸借。価格は、記載のとおりであります。契約期間は、令和3年8月1日から令和13年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由につきましては、法人設立のため新たに賃貸借するものであります。

番号21番。貸主は、帯広市に住所を有する方。借主は、活平に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、3筆合わせまして3,431.93平方メートルです。契約の種類は、使用貸借で、価格は発生しません。契約期間は、令和3年7月27日から令和13年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由につきましては、貸主は、借主の希望による。借主は、経営規模拡大のためであります。

議案書10ページをご覧ください。番号22番。貸主は、幾千世に住所を有する方。借主は、幾千世に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、51筆合わせまして533,029.27平方メートルです。契約の種類は、使用貸借で、価格は発生しません。契約期間は、令和3年8月1日から令和13年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由につきましては、法人設立のため使用貸借するものであります。なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。また、議案書13ページから22ページに3条番号16から22の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、番号16番、17番について、地区担当委員の石森委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○石森委員 番号16番及び17番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、法人設立のため新たに賃貸借を締結するものであり、7月15日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告いたします。以上です。

○小川議長 はい、ありがとうございます。次に、番号18番から20番22番について、地区

担当委員の福田委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○福田委員 番号18番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、規模拡大により経営の安定を図るため賃貸借を締結するものであり、7月11日現地を確認したところ農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告いたします。また、番号19番、20番、22番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、法人設立のため、新たに賃貸借及び使用貸借を締結するものであり、7月11日現地を確認したところ農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告いたします。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。次に、番号21番について、地区担当委員の松村委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○松村委員 番号21番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、経営規模拡大により経営の安定を図るため使用貸借を締結するものであり、7月15日現地を確認したところ農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることをここに報告いたします。

○小川議長 ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。
(「ありません」の声あり)

○小川議長 それでは議案第2号番号16番から22番を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号番号16番から22番は原案のとおり決定をいたしました。

●日程第6 議案第3号 農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出 について

○小川議長 日程第6、議案第3号「農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

○西山主事補 議案書24ページをご覧ください。議案第3号。農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について、このことについて、浦幌町長より意見書の提出依頼があったので審議されたい。令和3年7月26日提出。浦幌町農業委員会会長。本案件は、農家住宅の新築に伴う農業振興地域からの除外1件の内容です。

番号1番。農用地区域内から除外する土地の地番及び面積、地目、所有者、使用者については、議案に記載のとおりです。計画変更の目的につきましては、現在親世帯と同居しており、子も成長し手狭になってきたことから、既存の住宅に隣接した本地に農家住宅を新築するためであります。申出地につきましては、既存住宅及び施設に隣接し、公道にも面していることから付近の土地、作物に被害を与えない最適地であり、概ね60.3ヘクタールの集団性を有する農用地を含む農用地区域から350平方メートルを除外するもので、農用地の集団化については問題ありません。また、除外によって集団性を有する農用地の中央部に非農業的な用途の土地が混在することはないため、農作業の効率化など当該地の農業上の利用に支障を及ぼすおそれはないと認められます。更に、申出地は周囲の土地改良施設用地と重複しておらず、土地改良施設の有する機能

に支障を及ぼすおそれはないと認められます。なお、当該施設の設置に係る農用地法の許可については、農地法第5条第2項ただし書きの規定に該当し、許可されるものと見込まれています。また、申出地は現に施工されている国の直轄及び補助による土地改良事業、農用地開発事業などの受益地にもなっていません。以上により、本件は農振法施行規則第4条の5第1項第28号に定める要件の全てを満たすことから、公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用地として農用地区域から除外されるものと認められます。農地転用に関する許可基準からみた意見としましては、農地法第5条第2項ただし書きに該当するので適当である。地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる農地の転用です。議案書29ページから35ページに、位置図、計画変更部分図、配置図等を添付しておりますので、ご覧いただきご審議の程よろしく申し上げます。

なお、本農業振興地域からの除外については、異議がなければ農地転用に関する許可基準からみた意見を付して、浦幌町農業振興地域整備計画の変更について異議はない旨、浦幌町長に意見書を提出します。農業委員会からの意見書が提出されてから十勝総合振興局との事前協議がなされ、25日間の計画変更案の縦覧告示、15日間の異議申し立て期間を経まして令和3年9月中旬に十勝総合振興局から協議回答をもらい農業振興地域整備計画の変更が告示され決定となります。変更決定の後、申請者から農地法第5条の転用許可申請が提出されますので、令和3年9月の農業委員会総会に農地法第5条の転用許可についておはかりする予定となります。また、本件に関して意見照会とともに農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用許可権者との事前協議が求められております。こちらにつきましても、先程説明しましたとおり農地法第5条第2項ただし書きに該当するので適当であるとの判断をいただきましたら、許可相当と認める意見・協議書を提出することになります。以上でございます。

○小川議長 ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定をいたしました。

●日程第7 議案第4号 農地所有適格法人要件の確認について

○小川議長 日程第7、議案第4号「農地所有適格法人要件の確認について」を議題といたします。初めに番号1番から9番を審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○西山主事補 議案書36ページをご覧ください。議案第4号。農地所有適格法人要件の確認について。農地法第6条及び農地法施行規則第58条の規定により提出のあった農地所有適格法人報告書により農地所有適格法人の確認要件について審議されたい。令和3年7月26日提出。浦幌町農業委員会会長。

農地所有適格法人は、農地法第6条第1項で毎事業年度終了日、いわゆる決算の日から3ヵ月以内に農地等の所在地を管轄する農業委員会へ、事業状況等の報告をすることが義務付けられており、農業委員会は、その法人が農地法上の要件を欠いていないか、また欠くおそれがないかに

ついてこの報告によって確認することになっています。

ただ今審議いただきます農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告は、番号1番から9番の9件で、法人名、代表者、所在地、事業年度については議案に記載のとおりです。確認要件につきましては、議案書37ページに説明資料がございますので、この資料に沿って説明させていただきます。

農地所有適格法人の確認要件には、会社法又は農業協同組合法に基づく法人でなければならないという法人形態要件。主たる事業が農業であるという事業要件。株式会社の場合は議決権の合計(株式)の過半を、持分会社の場合は社員の過半を、次に掲げる者が占めていなければならないという構成員要件。法人の常時従事者たる構成員が理事等の過半を占めており、役員又は重要な使用人のうち1人以上がその法人の行う農業に必要な農作業に年間60日以上従事していなければならないという役員要件。以上の4要件があります。この4要件につき、別添の第13回農業委員会総会議案説明資料1ページから18ページに掲載しております農地所有適格法人要件確認書により審査を行いましたところ、番号1番から9番の法人につきましては、要件を満たしておりますので、適と判断するものです。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○小川議長 はい、説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第4号番号1番から9番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号1番から9番は原案のとおり決定をいたしました。

次に、番号10番について審議をいたしますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により、議席番号1番広瀬委員の退席を求めます。審議終了後に入室、着席していただきます。ここで暫時休憩いたします。

(広瀬委員 退席)

○小川議長 休憩を解き会議を開きます。事務局より説明をお願いいたします。

○西山主事補 議案書36ページをご覧ください。ただいま審議いただきます農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告は、番号10番の1件で、法人名、代表者、所在地、事業年度については議案に記載のとおりです。確認要件につきましては、別添の第13回農業委員会総会議案説明資料19ページから20ページに掲載しております農地所有適格法人要件確認書により審査を行いましたところ、法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件の4要件のいずれも満たしておりますので、適と判断するものです。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第4号の番号10番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号番号10番は原案の

とおりの決定をいたしました。

ここで議席番号1番広瀬委員の退席を解きます。暫時休憩いたします。

(広瀬委員着席)

○小川議長 休憩を解き会議を開きます。事務局よりただ今の議決結果について、報告をしてください。

○坂下事務局長 議案第4号番号10番につきましては、原案のとおり決定をいたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

●日程第8 協議事項第1号 「農地パトロール月間」の設定について

○小川議長 それでは日程第8、協議事項第1号「農地パトロール月間の設定について」を議題といたします。事務局より説明願います。

○河上係長 議案書38ページをご覧ください。協議事項第1号。農地パトロール月間の設定について。このことについて、農地パトロール月間を設定し、農地パトロールの実施について協議されたい。令和3年7月26日提出。浦幌町農業委員会会長。

議案書39ページをご覧ください。1番の農地パトロール月間についての趣旨ですが、農業委員会は、農地の公的管理主体として、食料の生産基盤である優良農地の確保と有効利用の促進を図っていくことが求められており、毎年1回、農地パトロールを実施してきたところであります。こうした中、平成26年には、新たな遊休農地対策についての仕組みが構築されたことに伴い、次のとおり農地パトロール月間を設定し、農地利用の総点検を実施することとし、①遊休農地の実態把握と発生防止・解消、②農地の違反転用発生防止対策、③権利移動に伴う利用状況の把握等について重点的に取り組むこととします。

2番の農地パトロール月間の設定ですが、令和3年8月1日から9月30日までの2ヵ月間を農地パトロール月間に設定します。

3番の実施の内容について、(1)の班編成については、各地区の委員をもって合同パトロールにあたり、日程については、上浦幌地区は8月19日(木)13時30分から農業団地センターに集合、中浦幌地区は8月20日(木)13時から役場に集合、下浦幌地区は8月16日

(月)9時30分から新養老コミセンに集合し実施していきたいと思います。(2)調査する項目ですが、①遊休農地及び遊休化のおそれがある農地の把握、②農地法の許可案件の履行状況の確認、③農業経営基盤強化促進法による利用権設定等農地の履行状況の確認、④農地の違反転用の発生防止と早期発見・是正、⑤贈与税の納税猶予制度の適用を受けている農地の利用状況の確認、⑥営農型発電設備(太陽光パネル等)設置農地の適正な営農状況の確認、⑦農業者年金制度に係る特定処分対象農地等の利用状況の確認、⑧その他不適切な農地の利用状況の把握、以上8点をあげております。

議案書40ページをご覧ください。4番の調査結果の整理・活用についてですが、(1)調査結果の整理は、農地パトロール終了後、報告検討会を開催し現状と課題を把握し、遊休農地及び遊休化のおそれのある農地については、農地法第32条に基づく農地所有者等への「利用意向調査」を実施するものであります。(2)市町村への情報提供ですが、荒廃農地調査の調査結果を情報提供するものです。(3)農地台帳等への反映、管理についてですが、利用状況調査の結果を農地台帳へ反映するものであります。以上、ご協議いただきますようよろしくお願いいたします。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは採決をいたします。協議事項第1号は、ただ今、事務局が説明したとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、協議事項第1号は原案のとおり決定をいたしました。

以上で、本日付議された議案はすべて終了いたしました。この際、その他の案件について委員からご発言があれば挙手をお願いします。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

●閉会の宣告

○小川会長 それではこれもちまして第13回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後2時44分 閉会